

第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

会 議 概 要

日時：平成16年6月8日（火）午後1時30分から

場所：八木町立中央公民館 3階大集会室

第2回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議概要

開催日時	平成16年6月8日(火) 午後1時30分から 午後4時10分まで (休憩 3時から3時13分まで)
開催場所	八木町 八木町立公民館 3階大集会室
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	中川 圭一 委員、中井 幹晴 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	箱田 博治 委員、高橋 芳治 委員
公開・非公開の別	公 開
傍聴人の人数	35名(うち報道関係4名)

議 事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

出席者名簿

< 1号委員 >

野中	一二三	会長
岸上	吉治	副会長
仲村	脩	副会長
中島	三夫	副会長
奥村	善晴	委員
廣瀬	傳次	委員
浅野	敏昭	委員
箱田	博治	委員

< 2号委員 >

高橋	芳治	委員
井尻	治	委員
柿迫	義昭	委員
村田	憲一	委員
吉見	徳寛	委員
吉田	繁治	委員
長野	弘	委員
谷	義治	委員
中川	幸朗	委員
出野	敏	委員
古屋	正雄	委員

< 3号委員 >

上野	嘉雄	委員
滝村	尚史	委員
前田	三子	委員
田中	博	委員
川勝	儀昭	委員
谷	幸	委員
中川	晃	委員
福島	利夫	委員
藤岡	裕英	委員
藤林	芳朗	委員
湯浅	満男	委員
吉田	紀子	委員
上原	正義	委員
大牧	義夫	委員
佐々木	智康	委員
中西	多嘉子	委員
牧野	修	委員
齊藤	進	委員
吉川	元治	委員
末武	徹	委員
竹内	啓雄	委員

事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長総務班班長	山脇 恵次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
企画班班長	伊藤 泰行
調整第1班班長	大野 光博
調整第2班班長	永口 茂治
総務班	塩貝 潔子
企画班	国府 諭史朗
調整第1班	吉田 恵
調整第2班	市原 丞

専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	松本 国夫
企画財政部会	塩貝 悟
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

第2回 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議経過

1. 開 会

- ・ 事務局より配布資料確認

2. 挨拶（成立報告含む）

3. 議 事

- ・ 協議会規約第10条第2項「会長は会議の議長となる」により野中会長が議長
- ・ 野中議長より本日の会議の議事録の署名人2名（箱田博治委員、高橋芳治委員）を指名

（1）報告事項

- ・ 事務局より報告

報告第10号：園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 小委員会規程の一部改正について

別紙資料に基づき説明。この規程は新たに教育小委員会を設置した小委員会の一部改正を行ったもの。

- ・ 5月21日付で新たに委嘱された、教育小委員会委員（4名：牧野修委員、齊藤進委員、吉川元治委員、末武徹委員）の紹介。

報告第11号：園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会委員の一部変更について

別紙資料に基づき説明。京都府での地方振興局の広域再編（園部地方振興局並びに京北地方振興局が平成16年5月1日南丹広域振興局となる）に伴い、合併協議会3号委員のうち、京都府京北地方振興局長の西尾和三郎氏が退任。また、京都府園部地方振興局長の竹内 啓雄氏は、京都府南丹広域振興局副局長として引き続き3号委員として就任される。

報告第12号：園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 幹事会設置規定の一部改正について

別紙資料に基づき説明。

（2）協議事項

協議第2号：合併協定項目の調整方針（案）について

別紙資料に基づき、事務局より説明。

調整にあたって、1「住民福祉向上の原則」、2「負担公平の原則」、3「健全な財政運営の原則」、4「行政改革推進及び適正規模準拠の原則」、5「一体性の確保の原則」の5つの原則を掲げる。

《野中会長》

それぞれの分野で説明を頂きました。協議第2号について、ご意見・ご質問等をお伺い致したいと思いますので、よろしくお願いを致したいと存じます。ご意見・ご質問はございませんか。（質疑応答 特になし）

《野中会長》

事務局でそれなりの検討を頂いて、提案を頂いております。ご意見・ご質問がないようでしたら、お諮り致します。協議第2号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第2号は、協議会決定とされました。今後の協定項目調整にあたっては、本方針を指針に進めたいと存じますのでよろしくお願いを致します。

協議第3号： 1 合併の方式に関する事

別紙資料に基づき、新市建設計画策定小委員会・野中委員長より説明。

5月24日・第3回の新市建設計画策定小委員会で、「園部町・八木町・日吉町・美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とする。」ということを決

《野中会長》

報告は、以上のとおりであります。協議第3号について、ご質問ご意見はございましたらお伺い致したいと思いますが。

（質疑応答 特になし）

《野中会長》

ございませんか。ないようでしたら、お諮り致します。協議第3号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第3号は、協議会決定とされました。

協議第4号： 1 合併の期日に関する事

別紙資料に基づき、新市建設計画策定小委員会・野中委員長より説明。

合併の期日は、小委員会での調整結果（案）として平成17年度の第3四半期以降のできるだ

け早い時期として決定。理由としては、

- ① 新市建設計画のとりまとめが最短で年末頃と予想され、各町議会での合併議案の決議・知事への配置分合の申請が来年３月と見込んでおり、更には府議会の議決後、総務省への届出期間中の合併準備室（仮称）の必要性があること。
- ② 各町９月定例議会において、平成１６年度決算の認定が行われ、４町の新市に引き継ぐべき各会計等の内容が確定することが挙げられること。
- ③ 知事への分合申請前の新市に向けたハード整備に係る費用の万が一の場合の、各町の負担を避けるため知事への配置分合申請後・若しくは各町議会での合併協議の議決後に最低限整備する必要がある、電算システム等にある一定の期間が確実に必要となること。

知事への配置分合申請のおりには、年月日の決定が勿論必要であるため今後の合併協議の進捗等を見定めながら、正式な期日については今後また提案を行う。

・主な質疑・応答

《委員》

調整結果（案）の「平成１７年度の第３四半期以降のできるだけ早い時期」ということが明記してあるわけなのですが、平成１７年の１０月・１１月・１２月頃と理解していいのですか。その辺をお尋ね致します。

《事務局》

少し補足をさせていただきますが、第３四半期ということは１０・１１・１２月以降も入っておりますので、そのできるだけ早い機会、こういう形でご理解を賜りたいというふうに思います。

《 野中会長 》

他にご意見ご質問はございませんか。

（質疑応答 特になし）

《 野中会長 》

それでは、お諮り致します。協議第４号、合併の期日については、小委員会の決定として、「平成１７年度 第３四半期以降のできるだけ早い時期」となっております。本日の協議会におきましても、小委員会決定の部分を、確認決定頂き、具体的な日付については、継続協議とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第４号は、小委員会決定について、確認決定し、具体的な日付については、継続協議と決定されました。

協議第５号： ３ 合併の名称に関すること

別紙資料に基づき、新市建設計画策定小委員会・野中委員長より説明。

「新市の名称」は、調整結果（案）として 新市の名称候補を公募し、協議会で決定すると小

委員会の決定とした。新設合併の場合は配置分合と合わせて決定することとなる。決定過程には取り決めはないが、市の場合既に同じ名称がある場合は認められないことの説明をうけ、議論・検討を行う。「公募による名称候補の募集を行い協議会で決定すること」を小委員会で決定し、具体的な募集期日等は募集要項（案）を今後小委員会に示させることとする。

・主な質疑・応答

《委員》

調整結果が今提案されたわけですが、できれば公募の時期とそして決定の時期、もしも差し支えなければ、ご報告頂きたいと思います。

《野中会長》

今事務局から聞きますと、6月21日の小委員に今事務局で案を策定しているというのが実際だということにわかっておりますので、6月21日の小委員会で事務局案なり修正案等をして、決定をして、公募の期日なり内容等を明らかにさせて頂きたい、このように思っておりますのでご理解頂きたいと思います。他にご意見ご質問ございませんか。

（質疑応答 特になし）

《野中会長》

それでは、お諮り致します。協議第5号につきましても、小委員会決定は、「名称候補を公募し、協議会で決定する。」であります。本協議会としても、小委員会の決定内容について、確認決定し、具体的名称については、継続協議とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第5号は、継続協議と決定されました。

協議第6号： 8 地方税法の取扱いに関すること（その1）

別紙資料に基づき、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。

「協議第6号 協定項目8 地方税法の取扱い(その1)」について、分類1の、固定資産税(土地) 調整項目1 納税義務者の件は、毎年1月1日に、土地・建物・償却資産を所有している人が、その税額を、その固定資産の所在する市町村に納付するものであり、各町とも、その扱いをしており、調整結果としても、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定。また、調整項目4 免税点については、同一人が所有する土地・建物・償却資産の、それぞれの課税標準額が、土地の場合は30万円、建物の場合は20万円、償却資産150万円に満たない場合には、課税されないこととなっており、各町とも、そうした地方税法に準拠して取扱われており、調整結果は、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定。次に、分類2 住民税 調整項目1 納税義務者(個人)、調整項目6 納税義務者(法人)については、いずれも地方税法に準拠して対応されており、調整結果は、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」と決定。次に、分類3 軽自動車税 調整項目1 納税義務者については、各町とも、4月1日現在の、軽自動車等の所有

者としており、調整結果として、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定。

《野中会長》

報告終わりましたので、協議第6号について、ご質問・ご意見等、ございましたら、お伺い致したいと思います。ご意見・ご質問ございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮り致します。協議第6号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第6号は、協議会決定とされました。

協議第7号 : 18 町の慣行の取扱いに関する事

別紙資料に基づき、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。

「協議第7号 協定項目18 町の慣行の取扱いに関する事」について、分類2の憲章については、「それぞれの町にある憲章は廃止し、その精神を生かし、新市において決定する。」ことと決定。また、分類3の宣言については、新市において協議を頂くこととして、調整結果としては、「新市において、必要に応じて決定する。」と決定。分類4町の木、町の花、町の鳥等の新しい市を象徴するものについても、「新市において決定する。」こととした。さらに、分類5の、キャラクターについては、現在、1町において制定されているが、調整結果としては、「新市において必要に応じて決定する。」こととした。分類6の、新しい市のキャッチフレーズ、テーマについての調整結果は、「新市の総合計画の中で決定する。」と決定。

《野中会長》

ありがとうございました。協定項目第18の関係で、協議第7号について、ご質問・ご意見等ございましたら、お伺い致します。ご意見・ご質問、ございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮り致します。協議第7号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第7号は、協議会決定とされました。

協議第8号 : 19-2 情報公開の取扱い(その1)

別紙資料に基づき、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。

情報公開の取扱い(その1) について、分類3の町長資産公開については調整結果としては、関連する条例を定めて、「市長の資産公開をする。」と決定。

《野中会長》

ありがとうございます。報告も終わりました。協議第8号について、ご質問・ご意見等がございましたらお伺いを致したいと思いますが。ご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮りを致します。協議第8号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

[事務局確認 「挙手全員」]

挙手全員であります。よって協議第8号は、協議会決定とされました。

協議第9号： 19-5 広聴広報の取扱い(その1)

別紙資料に基づき、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。

広聴広報の取扱い(その1) について、分類2の広聴、「広聴会、住民アンケート」については、「新市の中で、必要に応じて開催する。また、インターネットなどを活用した意見の聴取、住民の行政参加を促す環境整備を図る。」と決定。

《野中会長》

報告も終わりました。協議第9号について、ご質問・ご意見はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、ご質問もございませんので、お諮りを致します。協議第9号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

[事務局確認 「挙手全員」]

挙手全員であります。よって協議第9号は、協議会決定とされました。

協議第10号： 19-6 消防団の取扱い(その1)

別紙資料に基づき、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。

消防団の取扱い(その1)について、分類1 消防団の組織の内の調整項目の2の任用ですが、任用とは、消防団長はじめ団員の任命のことであり、合併期日までに、組織体制を調整確立し、任用の取扱いとしては、各町とも「消防団長は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、団長以外の団員は、市長の承認を得て、団長が任命する。」という「消防組織法第15条の5」のとおり運用がなされており、調整結果としても、「現行取扱いのまま、新市に継承する。」ことと決定。

《野中会長》

説明も終わりました。協議第10号について、ご質問・ご意見はございませんか。

ご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮り致します。協議第10号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手を
お願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第10号は、協議会決定とされました。

協議第11号： 19-9 電算システムの取扱い(その1)

別紙資料に基づき、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。

電算システムの取扱い(その1)について、本協定項目につきましては、今日の情報化時代にあ
って、行政も積極的にシステム構築を行い、事務の効率化に努めようとするものであり、協定項
目分類2の、行政情報システムの稼動状況の内、調整項目1の、総合行政システムについて、調
整結果としては、「特に、新市の住民票や印鑑証明および、税務関係の基幹となる電算システム
については、京都府町村会が開発されている『新トライエックス』という名称のシステムとする。」
ことと決定。

《野中会長》

報告も終わりました。協議第11号について、ご意見・ご質問ございましたら、お伺いを致し
ます。ご意見・ご質問、ございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮り致します。協議第11号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手
をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

全員であります。よって協議第11号は、協議会決定とされました。

協議第12号： 19-12 保育所の取扱い(その1)

別紙資料に基づき、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会・井尻委員長より説明。

各町の保育所の設置状況については、在各町とも0歳から5歳児を対象に入所規準を定め、所
得規準による保育料の徴収と国・府からの補助金、町の一般財源とで運営をされている。特に今
年度から補助金がほとんど一般財源化されたことにより運営面で益々厳しい状況にあり、施設に

については、園部町が3箇所、八木町が2箇所、日吉町が3箇所、美山町が5箇所となっている。入所者数も施設によって大きく異なり、多い保育所では、定員を超える140名ですが、少ない保育所では、定員の半分の14名という所もあり、少子化の波は地域によっても大きく違っているのが現状。保育の内容は大きく大別して、昼間に預かる通常保育と時間を延長する延長保育、そして障害児を対象とした障害児保育、そして0歳から2歳児を対象とした乳幼児保育、そして短期間入所の一時保育、そして町を越えて入所する広域入所などがある。

障害児保育は現在各町とも実施されており、2名から4名の障害児が保育を受けている。職員は、児童の障害の程度にもよるが、1名ないし2名となっている。調整結果としては、「現行のまま存続する。」ことに決定。広域入所の件であるが、保護者の仕事の関係等で住所地の保育所に預けられない児童を、町を越えて入所させる制度で、これも現在園部町で7人、八木町で2人、日吉町で3人、美山町で1人となっている。調整結果としては、「現行のまま存続する。」ことに決定。ただ、この制度は要望のあった段階で相手方市町村と連携をしながら、実施していくことも確認。

次に保育所給食については、これは、どの町も同じ形態で実施されており、自園による給食が行われている。費用徴収等について差が生じており一定統一の必要がある。調整結果としては、「現行のまま存続する。」ことに決定。

次に就園奨励制度について、この事業は八木町のみ実施されており、過去、地域改善対策事業の関連で制度化された事業で、入園に際しての支度制度である。調整結果として、「近年実績が無いのと地域改善対策事業の多くが既に一般施策に移行されている現状を鑑み、廃止の方向で調整する。」ことに決定。

・主な質疑・応答

《委員》

一点ですけれども、障害児保育の中で、要望があった段階で該当の保育所において、職員体制を整備し、対応していくということで、調整を頂いたのですけれども、要望の相手方というのは具体的にどの相手方を指して要望を受け入れられるのかというのを、お伺いしたいと思います。

《事務局》

只今のご質問でございますけれども、要望の相手方は、保護者でございます。

《野中会長》

よろしゅうございますか。他にございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮り致します。協議第12号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の

挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第12号は、協議会決定とされました。

協議第13号： 19-17 介護保険の取扱い

別紙資料に基づき、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会・井尻委員長より説明。

介護保険は、介護保険法に基づき介護が必要とする方がその能力に応じて自立して生活ができるよう、在宅・施設の両面にわたって必要な福祉サービス、医療サービスが受けられる制度。65歳以上の方が第1号被保険者で、40歳から64歳までの人が第2号被保険者となっている。費用については、被保険者の保険料と国・府・町とで対応するシステム。

介護保険料について、保険料基準額は各町で差が生じており、最も高い町で日吉町の3,678円で、最も低い町で園部町の2,900円となっている。また所得段階ごとに保険料を定める乗率についても各町で若干の差が生じている。賦課・徴収方法については、各町とも同様の対応がされている。調整結果としては、「保険料は将来的には統一が望ましいが、各町のサービス水準が異なる現状を鑑み、当面は現行のままとする。」ことに決定。なお、これから基盤整備が整い、一定のサービス水準の均衡が図られた中で、統一を行うことも確認した。

次に介護保険サービス事業所及び施設についてであるが、訪問介護において美山町のみ、町直営事業所が設置されている。調整結果としては「新市において利用者へのサービス提供が確保できるのであれば、他の事業所等へ引き継がれることが望ましい。」と決定。

その他管内の事業所数及び施設数については、「一部の町において、サービス区分によって利用者の希望に応じたサービス供給量の確保が困難になっている状況が見られるため、保険料設定の仕方や事業計画の見直し等も関連するが、サービス、利用条件の均衡を図るための体制整備が必要である。」ということに決定。

資格管理については、全町同一の対応がされている。調整結果としては、「新市において統一する。」ことに決定。

次に受給者管理については、認定記録管理から資格者証に関する対応は同一であるが、利用者負担の軽減施策について美山町のみ市町村単独の軽減措置が実施。調整結果としては、「法の施行に伴う経過措置が終了の方向にあることに鑑み、一元化に向けて調整を行う。」ことに決定。

給付実績管理については、どの町においても同一の対応がされており、調整結果としては、「新市において統一し、実施する。」ことに決定。苦情処理については、実績はどの町もないが、制度の関係上、「現行どおり実施していく。」ことに決定。

介護認定審査会については、現在府に委託している中で、その運営方法等について課題となっている。調整結果としては、府の審査会と重複して設置されると、審査員の確保が困難となることから、「府との調整を行う。」ことに決定。また、介護保険事業計画及び老人福祉計画については、どの町もほぼ同じ対応がなされており、調整結果としては「新市において調整する。」こと

に決定。

最後に介護保険特別会計の状況については、企画財政部会の「特別会計決算状況」の項において調整することに決定した。

・主な質疑・応答

《委員》

介護保険サービス事業所の設置の件でございますが、今ご報告を受けますと、美山町だけが直営訪問介護事業所を設置しておるわけでございますが、利用者へのサービス提供が確保できればとあるわけでございますけれども、美山町は条件が悪うございまして、なかなか難しい条件があるわけでございますが、サービス提供が確保できなかった場合には、直営訪問介護事業所というものはどうなるか、そのあたりの点だけをお伺いしておきたいと思います。

《部会長》

サービスの提供期間の関係につきましては、ほとんどの地域では、社会福祉協議会さんの方で訪問介護事業所をやって頂いております。あるいは、園部町の場合につきましては、財団法人の園部福祉シルバー人材センターという事業所が訪問介護の事業所をやって頂いております。このサービス提供期間の体制整備につきましては、こうした社協さんなり、シルバーさん、それぞれがまた合併が進んで参ります中で、こうした事業所さん等の合併の関係にも関わって参りますし、社協さんが一つになられまして、それぞれのサービス提供期間としてやって頂くことも考えられますし、シルバーさんが園部町だけではなしに、他の市町村での事業展開を考えられるということも今後出てこようかと思えます。その辺の状況にもよりますし、そうした展開が図られないという場合においては、その時また保険者である町村がまた責務を持って続けやほることを考えなければならないというふうに思っております。

《野中会長》

ということでございます。私の方からお答えを致しますと、基本的には、やはり行政直営というのはなかなか至難な問題がおきてくるというふうに、私はそう思います。だから、できるだけ社協なり、またはそれまでに3町と美山町で協調しながら、できるだけ統一化したサービス分はできるという対応だけは4町が協議をして行っていくというのが、私は大切ではないかというふうに思います。というのは、やはり民間にできるだけ委託をしていくという制度にすることが、やはり地域内での関係者の所得の増大にもつながっていく、地域の皆さんでホームヘルパーの資格を持っておられる皆さんの所得にもつなげていくような制度化というのが、これからは大切ではないかというふうに思いますので、これから4町で十分調整をして、今長野さんがおっしゃいましたように、それができない場合にどうなるかという最悪のことを予想しないで、前へ行く形で我々としてはできるだけ調整をして、必要によっては日吉町や園部町や八木町からも訪問介護

をしてもらえるようなシステムづくりをすることが、やはり町村の壁をなくしていくことでございますので、その辺の対応をまた福祉の担当のほうで十分協議をさせたいと思いますので、ご理解を頂きたいとお思います。

《野中会長》

よろしゅうございますか。ほかにご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、ご意見・ご質問もないようでございますので、お諮り致します。協議第13号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

[事務局確認 「挙手全員」]

挙手全員であります。よって協議第13号は、協議会決定とされました。

協議第14号： 19-19 小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱い

別紙資料に基づき、教育小委員会・吉見副委員長より説明。

「小中学校、幼稚園の通学区域等の取扱いに関すること」のその1の小学校設置状況について、学校数は4町で18校です。近年、児童数等の減少により学校間格差が生じており、調整結果では、「現行のまま新市に移行する。」ことに決定。なお、児童数の減少が今日の大きな課題である現状を鑑み、今後児童数の動向を踏まえ、各学校の適正規模、適正配置の検討を行うことも確認。中学校の設置状況は各町1校ずつで4校。調整結果では、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定。高等学校の設置状況については、直接、町が関与していないので、現況を確認し、府で進められています通学区域等の検討について注目をしていくことを確認。障害別特殊学級の設置状況については、現在4町で小中学校合わせて17校26学級あり、児童生徒の就学指導は各町で設置されている就学指導委員会があたっている。調整結果では、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、就学指導等について特に専門的職員の配置が必要であることも確認。

・主な質疑・応答

《委員》

確認をさせて頂きたいのですけれども、障害別特殊学級の設置状況の中で一元化という言葉で謳ってあるわけなんのですけれども、これは各町のそれぞれの小学校の障害別特殊学級を一本化するという意味なのですか。いわゆる新市に以降前に、一本化するという意味なのでしょうか。

《部長》

一元化につきましては、現在各校に今も委員長の方から報告がございましたように各学級を設置しております。一元化といいますのは、現在、園部町の方で広域的に取り組んでおるもの

がございますので、そういった関係につきましては、現在船井郡での広域連携という形で園部のほうに障害別特殊学級を設置しておるものというふうなものについては、調整が必要だと考えますが、それぞれ学校に設置しております障害別特殊学級につきましては現行の状況で新市に継承するという考えでございます。

《野中会長》

よろしゅうございますか。その他ご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

それでは、お諮り致します。協議第14号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

《野中会長》

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第14号は、協議会決定とされました。

協議第15号： 19-20 学校教育の取扱い（その1）

別紙資料に基づき、教育小委員会・吉見副委員長より説明。

「学校教育の取扱いに関することの（その1）」について、まず、教育委員会の設置状況については、委員会は法令に基づき設置されているが、報酬金額に若干の差がある。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、報酬額等については、「特別職等の身分の取扱いに関する項において調整する。」とする。次に、教育委員会の職務で、各種の事務事業等については、どの町も法令等に基づき実施されており、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定。就学奨励補助金の内、要保護・準用保護児童生徒援助費で生活保護世帯児童や低所得世帯児童に対する学用品等の支給は、国の補助規準において実施されているが、一部町上積みも含めて若干の差が生じている。調整結果として、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、内容・補助率等については統一する。特殊教育奨励補助については、特殊学級在籍の児童・生徒に対し学用品等の支給を行う事業であり、これも国の基準において実施されており、支給内容に若干の差が生じている。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、支給内容補助額等については、統一を行い一元化する。スポーツ振興センター補助については、児童生徒が学校管理下で発生した災害に対して医療費等の一部が見舞金として支給されるもので、その保険の掛金補助である。生徒一人875円の掛金のうち全額補助している町と一部補助している町がある。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、補助率については、全額補助を行う。ヘルメットの購入補助については、自転車通学区域における新入生徒に対するヘルメット購入助成である。どの町においても実施されているが、これも町によって補助率に差が生じている。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお補助率については、一部保護者負担として、2分の1相当額を補助する。遠距離通

学補助については、遠距離によるバス通学者に対する助成で、実態としてスクールバス利用や町営バス、民間のバス利用と利用形態が様々で補助内容も差が生じている。また、バス路線がない遠距離生徒に対して自転車通学者への補助制度が実施されてところもある。調整結果として、「新市に移行後、調整する。」ことに決定。なお、利用形態に違いがあり、補助制度も各町によって大きく違っており、補助内容については、新市で別途協議する。なお、自転車通学については、現行のまま新市に継承する。副読本補助については、現在小学3年生を対象に社会科における地域に関する教材として「わたしたちの船井」、「わたしたちの美山町」が作成されており、17年度まで既に作成済み。調整結果としては、「新市に移行後、調整する。」ことに決定。なお、こうした教材については、3年生だけでなく高学年にも配布が必要。養護学校等就学援助については、障害者が丹波養護学校等へ就学されている児童・生徒に対し通学扶助を行ったり、送迎を実施したり、これも各町によって差が生じている。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、基本は送迎に対する通学費を援助することとし、高等部に対する扱いなど援助内容については新市で協議する。私立幼稚園援助については、現在園部町に私立の幼稚園があり、私立幼稚園に通園する園児の教材費等の一部支援という形で制度化されている事業で、年間助成金が交付されている。ただ助成金に差が生じており、調整結果としては「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、額については、新市で別途協議する。奨学資金の状況は、家庭の経済的理由によって就学が困難な学生に対し、等学校・短期大学・4年制大学等への学資の貸与という形で実施されており、現在八木町と日吉町で制度化されている。実質現在は、一人のみとなっている。調整結果としては、「新市に移行後、調整する。」ことに決定。なお、実態として他の有利な奨学資金を活用されている事例が多く、実績はほとんどないので、新市で制度の検討を行うことも補則する。教育相談事業に関して、まずスクールカウンセラーの設置状況は、いじめや不登校、非行対策として京都府が中学校へ専門家を派遣している事業で、現在園部町と八木町に派遣されている。調整結果として、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定。なお、事業の必要性からして新市の全中学校に配置を要望することも確認。心の教室相談員の配置状況は、児童の悩みやストレス等を解消する環境づくりを行うため、相談員を配置する京都府の事業であり、現在園部町・日吉町・美山町に配置されている。調整結果として、「現行のまま新市に継承する。」ことに決定。なお、このことも全町に配置できるよう関係機関に働きかけることも確認。児童生徒健康増進事業に関しては、各町各学校において法律に基づいて各種の検診が実施されている。検診科目は全ての町で一緒だが、実施回数に若干の差が生じている。調整結果として、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、回数等については、新市において協議調整することを確認。最後に、学校医の状況は、先ほどの各検診には医師にお世話になっているが、その報酬額については各町によって差が生じている。開業医と公的病院等の医師があり、報酬単価が統一しにくい状況で、調整結果として、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、報酬については、各町の実態を加味しながら別途協議することを確認。

《野中会長》

はい。報告も終わりました。協議第15号について、ご意見・ご質問がございましたら、伺い致しますと思いますが。ご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮りを致します。協議第15号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第15号は、協議会決定とされました。

協議第16号： 19-22 社会教育の取扱い（その1）

別紙資料に基づき、教育小委員会・吉見副委員長より説明。

社会教育委員については、現在どの町も家庭教育・社会教育・学校教育の関係者と学識経験者から選任され、10名から12名体制で町の社会教育に関する諸計画を立案する目的で設置されている。任期は2年、報酬については年額制の町と日額制の町があり、額も若干の差が生じている。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、任期・定数については、「新市の条例で定めること。」、又報酬については、「特別職等の身分の取扱いに関する項において調整すること。」を、確認。公民館運営審議会委員については、法に基づいて委員を置くことができることとなっているが、現在3町で未設置となっており、1町も社会教育委員と兼務という状況。調整結果としては、「社会教育委員の職務内容に含め、廃止の方向で調整する。」ことに決定。文化財保護委員については、各町の条例に基づき、町内の文化財の保存・調査研究の目的で全ての町で設置されている。人員は多いところで15名以内、少ないところで5名以内と町によって差が生じており、報酬額についても若干の差が生じている。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、委員の任期・定数については新市の条例で定めることとし、報酬については、特別職等の身分の取扱いに関する項において調整することも確認。体育指導員については、各町のスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導助言を行う目的で設置されている。委員については、10名から15名と各町に差が生じており、報酬については、年額報酬の町と日額報酬の町がある。調整結果としては、「一元化の上、新市に継承する。」ことに決定。なお、委員の任期・定数については、新市の規則で定めることも確認。スポーツ審議会委員については、市町村のスポーツ振興に関する審議会やその他の関係機関を置くことができるとなっているが、現在どの町も設置されていない。調整結果として、「新市に移行後、調整する。」ことに決定。なお、国のスポーツ振興基本計画を受け京都府では16年度から向こう10年間のスポーツ振興計画が策定された。こうした取り組みと合わせて新市で生涯スポ

ーツ振興計画等を検討し、必要に応じて設置を行うことも確認。社会教育指導員の設置状況は、現在八木町と日吉町で設置されており、主に社会教育団体の指導や図書業務など教育委員会事務局内に配置されている。調整結果としては、「新市において社会教育関係職員の適正な配置を行うことで、廃止の方向で調整する。」ことに決定。人権教育指導員の設置状況は、現在どの町も設置されていない。調整結果としては、「新市において、社会教育関係職員の適正配置を行うことで、廃止の方向で調整する。」ことに決定。公民館長、公民館主事については、中央公民館長は、日吉町を除く3町で設置されている。実態としては教育委員会関係職員が兼務という状況で、公民館主事についてはどの町も設置されていない。調整結果としては、「中央公民館が設置されている関係上、現行のまま新市に継承する。」ことに決定。なお、職員体制については、新市において調整することも確認。図書館長の設置状況については、現在園部町と美山町において設置されている。八木町・日吉町は図書室の設置となっており、調整結果としては、「図書館活動は、住民の自主的かつ自発的な学習活動である観点からも、現行のまま新市に継承する。」ことに決定。最後に、その他の社会教育関係委員・関係職員の状況については、資料にもあるように、各町固有の施設に付随した体制であるため、調整結果としても、「現行のまま新市に継承する。」こととした。

《野中会長》

はい、ありがとうございました。報告も終わりました。協議第16号について、ご意見・ご質問等ございましたら、お伺い致したいと思いますが。

（質疑応答 特になし）

《野中会長》

ご意見・ご質問ございませんか。

それでは、お諮りを致します。ご意見・ご質問等もないようですので、協議第16号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第16号は、協議会決定と致しました。

—————休憩—————

協議第17号： 19-23 都市計画の取扱い（その1）

別紙資料に基づき、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。

分類1の都市計画マスタープラン、調整項目1「策定の有無」から調整項目4「計画目標年次」については、園部町・八木町の2町で都市計画マスタープランが策定されている。対象区域・目的・計画目標年次が示されており、調整結果としては、「新市の都市計画マスタープランを策定することとし、その他関連いたします緑の基本計画・中心市街地活性化基本計画・TMO構想においても新市へ

継承する。」ことと決定。分類2の都市計画の区域区分、調整項目1「区域」については、行政区域・都市計画区域・都市計画区域外・準都市計画区域等の指定がされており、調整項目2「区域区分」については、市街化区域及び市街化調整区域の指定がされている。また、調整項目3「地域地区」においては、用途地域・建ぺい率・容積率・準防火地域・地区計画が指定されている。調整結果としては、「新市におきまして都市計画法に基づき、京都府決定の都市計画区域及び区域区分、地域区分を指定する。」ことと決定。分類3の都市公園、調整項目1「名称」から調整項目10「計画策定の有無」には、園部町19箇所・八木町4箇所、合わせて23箇所の都市公園が設置及び計画をされており、調整項目のうち調整項目5「使用料の徴収及び収納」について、八木町では都市公園条例で規定されており、園部町では社会体育施設条例で規定されている。調整結果として、「使用料は、新市に移行後、社会体育施設として位置付けをし、料金は調整する。」ことと決定。調整項目7「占用に関する事」については、八木町と園部町で占用料が異なっており、調整結果としては、「占用料については、新市移行後、都市公園管理者が管理し、料金は調整する。」ことと決定。調整項目9「その他公園」の町管理公園については、園部町で13箇所・八木町で28箇所・日吉町で7箇所・美山町で13箇所設置されており、調整結果としては、「現状で新市に継承する。」ことと決定。その他の調整項目については、「現状のまま新市に移行する。」こととする。分類4の都市下水路、調整項目1「条例制定の有無」については、園部町のみ制定されており、調整項目2「根拠法令」については、下水道法第25条の規定に基づいており、調整項目3「占用料」については、園部町のみ定められている。調整項目4「都市下水路の状況」については、園部町で9路線・八木町で2路線、合わせて11路線の都市下水路が設置されている。調整結果としては、「新市において公共下水道（雨水）に移行する。」ことと決定。分類5の都市計画審議会、調整項目1「審議会の名称」につきましては、園部町・八木町で同様の審議会が設置されている。また、園部町には、南丹都市計画事業本町土地地区画整理審議会が置かれており、調整結果としては、「現行のまま新市へ継承する。」ことと決定。調整項目2「審議の内容」及び調整項目3「審議会の組織」については、調整結果として、「新市において新たに設置する。」ことと決定。分類6の屋外広告物、調整項目1「内容」及び調整項目2「規制の制定」並びに調整項目3「手数料」については、4町とも屋外広告物条例の規制に関する基準等を定める規則を制定し、屋外広告物の設置に対する申請許可事務を行っている。また、手数料についても4町が手数料徴収条例により同額の手数料を定めており、調整結果としては、「新市におきまして条例を制定する。」ことと決定。分類8の放置自転車等対策、調整項目1「対策」については、園部町のみ自転車等駐車対策協議会が設置されており、園部町・八木町で放置自転車等の防止に関する条例が制定されている。調整結果としては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定。調整項目2「自転車等駐車場」については、園部町・八木町で、それぞれ1箇所設置されており、料金体系が異なっているという現状がある。調整結果としては、「現行のまま新市へ移行し、使用料金については調整する。」ことと決定。

《野中会長》

はい。それでは、報告も終わりました。協議第17号について、ご質問・ご意見をお伺い致したいと思いますが。

ご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮り致します。協議第17号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第17号は、協議会決定とされました。

協議第18号： 19-24 建設関係事業の取扱い（その1）

別紙資料に基づき、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。

建設関係事業の取扱い（その1）について、まず、「分類1 競争入札の指名参加願及び資格審査、調整項目1 有効期間」については、4町において町内業者に対する有効期間には相違があるが、町外業者に対する有効期間は同一となっており、調整結果としては、「新市へ移行後、統一をする。」ことと決定。ただし、「新市での受付までは、旧町による受付を有効とする。」こととしている。また、「調整項目2 提出時期」については、現状では各町の取扱いに不統一が見られるが、調整結果としては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定。次に、「分類2 入札及び契約、調整項目1 指名選考委員会」については、各町の内容はほぼ同一となっており、調整結果としては、「新市へ移行後、速やかに調整を行い、名称については統一を図る。」ことと決定。また、「調整項目2 入札の方法」については、各町において入札執行者及び最低制限価格の設定に相違があるが、調整結果としては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」ことと決定。

「調整項目3 契約の方法」については、各町の取扱いに不統一が見られるが、調整結果としては、「新市移行後、速やかに統一する。」ことと決定。「調整項目4 建設工事指名停止等措置要綱」及び「調整項目5 入札結果の公表」については、各町で同一の要綱を制定しており、調整結果としては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定。「調整項目6 特定共同企業体の取扱い要領」については、園部町・日吉町で要綱の制定がされているが、八木町・美山町では制定がされていない現状があり、調整結果としては、「新市移行後、統一する。」ことと決定。「調整項目7 建設工事からの暴力団等排除対策措置要綱」については、各町同一の要綱を制定しているので、調整結果としては、「新市へ継承する。」ことと決定。次に、「分類3 工事関係、調整項目1 請負代金内訳書」から「調整項目15 工事金支払い」については、内容がほぼ同一であり、調整結果としては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」こととして決定。「分類4 事業用取得用地の登記事務、調整項目1 直営・委託の別」から「調整項目3 委託先」については、ほぼ4町が同一の内容となっており、調整結果としては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」こととして決定。次に、「分類6 土木積算システム OA事務、調整項目1 サーバ」及び「調整

項目2 クライアント」につきましては、各町において使用機種等が異なっており、調整結果としては、「新市に移行後、総合的に調整する。」こととして決定。

《野中会長》

報告も終わりました。協議第18号について、ご意見・ご質問等ございましたらお伺いを致したいと思いますが。ご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

それでは、お諮りを致します。協議第18号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

[事務局確認 「挙手全員」]

挙手全員であります。よって協議第18号は、協議会決定とされました。

協議第19号： 19-26 上水道の取扱い(その1)【説明】

別紙資料に基づき、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。

上水道の取扱い(その1)について、まず、「分類2 上水道計画、調整項目1 上水道事業計画」については、上水道事業は、園部町・八木町の2町で運営されている。水道拡張計画については、水道需用の動向を基本とし、水源確保対策及び水質向上対策等を勘案して、統一した計画策定が必要であり、調整結果としては、「新市へ移行後、全体の整備基本計画を策定する。」ことと決定。また、現在一部着手又は計画されている水道拡張計画は、「新市移行後においても現状の計画を推進する必要があるが、全体の整備基本計画に基づいた調整が必要になる。」としている。次に、「分類4 簡易水道計画、調整項目1 簡易水道事業計画」については、4町とも簡易水道事業を運営しており、簡易水道拡張計画については、水道需用の動向を基本とし、水源確保対策及び水質向上対策等を勘案して、統一した計画策定が必要であり、調整結果としては、「新市へ移行後、全体の整備基本計画を策定する。」ことと決定。また、現在一部着手又は計画されている水道拡張計画は、新市移行後においても現状の計画を推進する必要があるが、全体の整備基本計画に基づいた調整が必要となる。

《野中会長》

報告も終わりました。協議第19号について、ご意見・ご質問がございましたらお伺いを致したいと思いますが。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

ご意見・ご質問、ございませんか。それでは、お諮りを致します。協議第19号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第19号は、協議会決定とされました。

協議第20号： 19-27 下水道の取扱い（その1）【説明】

別紙資料に基づき、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。

下水道の取扱い（その1）について、まず、「分類2 水洗化計画、調整項目1 計画概要」については、桂川中流流域関連公共下水道事業を園部町・八木町で、特定環境保全公共下水道事業を園部町・八木町・日吉町で、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置事業は園部町・八木町・日吉町・美山町の4町で、それぞれ取り組みを行っており、調整結果としては、「新市へ移行後、整備基本計画を作成する。」ことと決定。次に、「調整項目2 整備状況」については、各町ともそれぞれの事業を進めているが、総体的には、園部町・日吉町は概ね事業が完了し、管理体制に入っているのに対しまして、八木町・美山町は、整備のピークの段階となっている状況であり、調整結果としては、「新市へ移行後、残事業の推進にあたる。」ことと決定。次に、「分類3 公共下水道事業、調整項目1 事業概要」については、公共下水道事業は、桂川中流流域関連公共下水道事業を園部町・八木町で、特定環境保全公共下水道事業を園部町・八木町・日吉町で事業実施されており、調整結果としては、「現行のまま新市に引継ぎ、全体整備計画の中で取り組む。」ことと決定。次に「調整項目2 工事施工」については、それぞれの事業において平成16年度から平成19年度の完成予定として工事が進められており、調整結果としては、「現行のまま新市に引継ぎ、全体整備計画の中で取り組む。」ことと決定。「調整項目3 維持管理」については、各町が処理場・管渠・ポンプそれぞれについて維持管理を行っている。処理場については、園部町・八木町・日吉町共に業者に外部委託をしており、調整結果としては、「民間活用を含めて管理委託の方向で検討していく。」ことと決定。「管渠」については、園部町・八木町・日吉町共に職員で対応しており、調整結果としては、「現行のまま新市に引き継ぐ。」ことと決定。「ポンプの管理」については、日吉町のみ職員で対応しており、調整結果としては、「新市移行後、速やかに調整する。」ことと決定。次に、「調整項目4 開発協議」については、各町とも開発の事前協議は必要であるとしており、調整結果としては、「新市に移行後、速やかに他の部署と調整を行う。」ことと決定。次に、「調整項目5 宅内排水設備工事」については、各町とも排水設備工事基準として、日本下水道協会発行の「下水道排水設備指針」により設備工事基準を作成しており、調整結果としては、「現状で新市に移行する。」ことと決定。次に、「調整項目6 水洗化促進」については、利子補給制度において、日吉町のみが借入金にかかる利子補給制度を実施している。調整結果としては、「新市移行後、速やかに調整する。」ことと決定。次に、「調整項目7 下水道台帳整理」については、3町とも業者委託をしているが、委託業者が各町で相違がある。調整結果としては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」ことと決定。次に、「調整項目8 会計システム」については、3町とも町村会の財務会計システムを採用しているが、料金システムについては各町で採用しているシステムに相違がある。調整結果としては、「下水道会計システ

ムについては、料金システム、会計システム及び上水道との関連があるため、現行システムの中で最適なものに統一する。」ことと決定。なお、統一する時期については、「料金体系や組織体制等の方向付けがなされた段階で検討する。」こととしている。次に、「調整項目9 入札及び契約」については、各町で入札執行者に相違があるが、調整結果としては、「新市に移行後、調整を図る。」ことと決定。

《野中会長》

報告も終わりました。協議第20号について、ご意見・ご質問はございませんか。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

ご意見・ご質問はございませんか。それでは、お諮りを致します。協議第20号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第20号は、協議会決定とされました。

協議第21号： 19-28 農林水産業の取扱い（その1）【説明】

別紙資料に基づき、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。

農林水産業の取扱い（その1）について、まず、「分類1 農業振興計画、調整項目1 各町共通の計画」については、各町とも農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、中山間地域等直接支払基本方針、水田農業ビジョンが策定されているが、それぞれ多少の相違がある。調整結果としては、「新市に移行後、速やかに調整する。」ことと決定。次に、「調整項目2 各町独自計画」については、八木町・美山町で策定されており、それぞれがハード事業対応となっており、総合計画との調整が課題となっている。調整結果としては、「新市に移行後、速やかに調整する。」ことと決定。次に、「分類2 農業振興関連事業、調整項目1 国・府補助事業」については、農地保全関係では、中山間地域等直接支払交付金が4町で、京都府農業開発公社事務事業が1町で、新地域農場づくり事業が1町で、21世紀を演じる交流、連携の舞台づくり事業が2町で、取り組んでおり、園芸振興関係では、京の園芸産地育成支援事業を3町が取り組んでいる。また、担い手育成関係では、実践農場整備支援事業が2町で、就農研修資金償還助成事業が3町で、はばたく担い手育成支援事業が1町で、中山間規模拡大支援事業が2町で、取り組んでおり、その他の事業としては、農林技術者会議活動強化事業が4町で、農業者年金事業が4町など各町それぞれ国・府補助事業を導入して事業を実施しているのが現状である。調整結果としては、「新市においても国・府補助事業を活用して、事業を実施する。」ことと決定。次に、「調整項目2 町単独事業」については、農地保全関係で、集落話し合い活動事業・町単中山間地域等直接支払交付金・広域営農組織支援事業などそれぞれ1町で実施されており、園芸振興では、町独自野菜価格補填事業・野菜等経営安定対策事業・地域特産振興事業など、それぞれ1町で実

施をされている。また、担い手育成関係では、担い手農家規模拡大支援事業などをそれぞれ1町で実施をされており、その他の事業としては、良質作物生産条件整備事業・良質堆肥供給事業・地域マネージャー設置事業などをそれぞれ1町で実施されているのが現状である。調整結果としては、「新市においても、地域事情や財政状況を総合的に勘案しながら、引き続き実施する。」ことと決定。次に、「調整項目3 農業経営改善支援センター」については、総括推進員の設置状況や法認定・地域認定の基準に差異があるが、4町で実施されている。調整結果としては、「新市に移行後、速やかに調整する。」ことと決定。

《野中会長》

報告も終わりました。協議第21号について、ご意見・ご質問等、お伺いを致しますが。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

ご意見・ご質問ございませんか。それでは、お諮り致します。協議第21号を、提案どおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

[事務局確認 「挙手全員」]

挙手全員であります。よって協議第21号は、協議会決定とされました。

協議第22号： 19-29 商工観光事業の取扱い（その1）【説明】

別紙資料に基づき、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。

商工観光事業の取扱い（その1）について、まず、「分類1 商工会、調整項目1 組織」については、各町とも商工会が組織され活動頂いており、調整結果としては、「新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。」ものとする事と決定。次に、「分類2 商工振興関連事業、調整項目1 国・府補助事業」については、商工会補助金を4町がそれぞれの事業名によって実施されており、TMO補助については、園部町で実施されている。調整結果としては、「商工会補助金及びTMO補助につきまして、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。」ことと決定。次に、「調整項目2 町単独事業」については、商工会補助金として商工会主催事業に園部町・日吉町の2町が補助を行っており、調整結果としては、「新市においても、地域事情や財政状況を総合的に勘案しながら、引き続き実施する。」ことと決定。次に、「分類3 商工関連団体、調整項目1 経済団体」については、各町とも商工会が組織されている。調整結果としては、「新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら調整に努めるものとする。」ことと決定。次に、「調整項目2 協議会」については、園部町・八木町・日吉町の3町が京都市市町村企業誘致推進連絡会議に加盟しており、調整結果としては、「新市へ移行後、統一する。」ことと決定。次に、「調整項目3 その他」については、各町とも第3セクター等の団体が設立されており、調整結果としては、「それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。」ことと決定。次に、「分類4 金融対策、調整項目1 融資制度」については、該当なし。

次に、「調整項目２ 利子補給制度」については、園部町・八木町・美山町の３町で実施をされており、調整結果としては、「新市へ移行後、速やかに調整すること。」と決定しているが、「合併前の各町の制度により決定した利子補給については、補給期間の終了まで新市に引き継ぐ。」こととしている。次に、「調整項目３ その他」の認定事務については、中小企業信用保険法の規定による認定事務を４町とも取り組んでおり、調整結果としては、「現行のまま新市に継承する。」ことと決定。また、保証料補給については、八木町・日吉町の２町で制度を実施しており、調整結果としては、「新市へ移行後、速やかに調整する。」ことと決定しているが、「合併前の各町の制度により決定した保証料補給については、保証期間の終了まで新市に引き継ぐ。」としている。

・主な質疑・応答

《委員》

その他で、第３セクター等の関係ですが、それぞれの事情を尊重しながら調整に努めるということですが、それぞれの事情を尊重はいいわけですが、その後の調整というような意味について具体的に何かご議論がありましたらご説明を頂きたいと思います。

《事務局》

失礼致します。今のご質問でございますが、その他の団体としましては、園部町でございますと、園部経済同友会、またそのべまちづくり工房がございます。それから八木町では、八木経済同友会、日吉町では日吉ふるさと株式会社、美山町では、美山名水株式会社、美山ふるさと株式会社というものが一応現況では挙がっております。それで、これらの協議をされました中でございますが、各町で設置をされておりますので、いろんな各町の事情がございます。それを今すぐ調整ということはできませんので、新市に行きました中でこれをどうするかということにつきましては、そこまでの具体的なことは出ておりませんので、今後の調整ということで一応挙げさせて頂いたということでございます。

《野中会長》

ということでございます。よろしゅうございますか。他にご意見・ご質問ございませんか。

（質疑応答 特になし）

《野中会長》

それでは、ご意見・ご質問も無いようでございますのでお諮りを致します。協議第２２号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第２２号は、協議会決定とされました。

協議第２３号： ２１－１－① 公用車の取扱い【説明】

別紙資料に基づき、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。

公用車の取扱いについては、現況として各町で、マイクロバス、業務用車両、消防車等、特殊車両も含め、総数293台と多くの車両を、車両管理者、安全運転管理者等を設置し、適正管理を行っているが、調整結果として、「基本的には、全車両を新市に引き継ぐが、新市の組織に併せ、保有台数を減数する。」と決定。

《野中会長》

ありがとうございます。報告も終わりました。協議第23号について、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いを致したいと思います。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

ご意見・ご質問はございませんか。それでは、お諮りを致します。協議第23号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第23号は、協議会決定とされました。

協議第24号： 21-3-③ 戸籍、住民登録事務の取扱い（その1）【説明】

別紙資料に基づき、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会・井尻委員長より説明。

戸籍、住民登録事務の取扱いについて、まず「住民基本台帳事務」で閲覧証明等については、どの町もほぼ同じ対応をしている。システムについては、日吉町のみ別のシステムで対応してされており、他の3町は町村会のシステムで対応している。また、「合併と同時に住所表示の変更等膨大な附票や通知書の作成が必要となり、システムの統一はもちろん、戸籍の電算化が合併時に必要である。」ことも確認。なお、「閲覧方法、手続きの統一化を図る。」ことも確認。次に「住民基本台帳ネットワークシステム」については、これは電子カードを発行することで市町村の区域を越えて住民基本台帳に関する事務が可能となるシステムであり、どの町もほぼ同じ対応がなされている。カードの発行方法において若干差が生じており、園部町のみ町独自で発行されているが、他の3町は指定情報処理機関へ委託されている。調整結果として、「同一の取扱いをして現行どおり継続する。」ことに決定。カードの発行方法については、「合併時において発行方法を統一する。」ことも決定。次に、「公的個人認証サービス」について、これも電子証明書の発行を受けることで、パスポートや社会保険関係手続きができるシステムであり、制度対応はどの町も同じ対応となっている。調整結果として、「現行どおり継続する。」ことに決定。次に、「異動手続き」は、同一窓口での総合サービスが実施できる体制が必要である。調整結果としては、「合併時において様式を統一し、複写式等により各課・係で住民異動情報を共有できる様式に統一する。」ことに決定。最後に、「各種申請書」について、各種事務手続きについての対応方法はどの町も同じだが、様式については各町独自の様式で処理をされている。調整結果としては、「合併

時において申請書の種類、様式等を統一する。」ことに決定。

《野中会長》

説明も終わりました。協議第24号について、ご質問・ご意見をお伺い致したいと存じますが。
(質疑応答 特になし)

《野中会長》

ご意見・ご質問はございませんか。それでは、お諮りを致します。ご意見・ご質問もないよう
でございますので、協議第24号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願い致
します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第24号は、協議会決定とされました。

協議第25号： 新市建設計画中間案について【説明】

別紙資料に基づき、新市建設計画策定小委員会・野中委員長より説明。

中間案については、① 計画作成に係る策定方針及びスケジュール ② 住民アンケートの内容検討について小委員会での決定内容について、報告と提案。策定フローの図は、この後報告致
する「住民アンケート」、4町の振興計画を基本とし、任意協議会で取りまとめたものであり、
北桑田・船井地域における合併ビジョンについても考慮した「基本構想」、新たに作成される財
政プロジェクトを中心とした「財政シミュレーション」の以上3つをふまえた「新市将来構想
(案)」の作成。また、その新市将来構想(案)を基にした「住民説明会」の開催。住民説明会
の意見も取り入れながら、「新市建設計画(案)」の作成から知事協議・確定となり、81ペー
ジでは、おおまかな建設計画の策定スケジュール(案)を示している。次に「新市建設計画の策
定方針(案)」では、まず、計画策定の趣旨として、4町の個性を尊重した合併によって生まれ
る新市において、目指すべき新しいまちづくりの基本方針を設定し、このことに基づいた施策・
事業内容を明確にすることを目的に策定するものとなっている。また、新市はこの計画に基づい
て速やかな一体化を促進し地域バランスのとれた発展と住民福祉の向上を目指すものとなってい
る。計画の位置づけとしては、新市の概況・主要指標の見通し、基本方針とその具体的な主要
施策・事業、公共施設の統合整備の考え方を示すこと。また、これらの施策・事業をふまえた財
政計画を合わせて策定する。なお、新市が取り組むべき施策・事業の詳細については、新市にお
いてこの計画に基づき策定される総合計画に委ねるものとなっている。計画の構成としては、合
併特例法第5条1項で「合併市町村がハード・ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進する
ため、合併市町村、都道府県が実施する計画を作成する。」とされており、そのことをふまえて、
「第1章 序論」から「第8章 財政計画」までの8章での構成を考えており、概要については
示すとおり。計画の期間としては、向こう10年間としており、以上のことにより小委員会での
決定事項とした。

次に、「住民アンケート調査」の内容については、資料に4町のサンプル数の考え方なり、配布数について示しており、実際に送付を致しますアンケートも示している。設問12問と最後に、今後の新しいまちづくりに関しての自由意見をお願いする内容になっており、以上のことから小委員会の決定とし本協議会に提案する。

《野中会長》

以上で、報告説明とさせていただきます。まず、①計画作成に係る策定方針及び、スケジュールにつきまして、ご意見・ご質問ございましたら、お伺いを致したいと思いますが。

(質疑応答 特になし)

《野中会長》

ご意見・ご質問はございませんか。

次に、②の、住民アンケートの内容について、ご意見・ご質問ございましたらお伺い致したいと思いますが。

②住民アンケートについてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、ご意見・ご質問も無いようでございますので、お諮りを致します。協議第25号を、提案のとおり決定することに、賛成の方の挙手をお願いを致します。

〔事務局確認 「挙手全員」〕

挙手全員であります。よって協議第25号は、協議会決定とされました。

(3) その他

- ・ 第1回合併協議会の会議録について

資料に基づき、事務局より説明

- ・ 第3回合併協議会の日程及び議題について

資料に基づき、事務局より説明

○ 日程 平成16年7月28日(水) 午後1時30分から

○ 場所 日吉町町民センター4階の大ホール

○ 議題

- ・ 協議事項 合併協定項目の調整結果について
- ・ その他

4. 閉会

- ・ 岸上吉治副会長より閉会の挨拶(全文)

《岸上副会長》

それでは、失礼致します。一番端の八木町へお忙しい皆様ですのに、委員さん、ご参加賜りまして、無事第2回の合併協議会が終了致しまして、誠にありがとうございました。基本理念にございます各町の独自性を尊重しながら、ゆるやかな合併を目指し、住民・福祉の向上を目指していくというわけであります。どうぞ、それぞれの町にそれぞれの事情があろうと思いますが、今日の協議に出ます議題につきましても、各町の分科会なり専門部会、今日は専門部会長が出てきておりますが、そういった中でさらに幹事会なり事務局で調整をしながらこの協議会に来ることでもあります。特に小委員会におきましては、それぞれの小委員会で慎重な審議を賜っておりまして、ここへ提案されるときにはすでに議論が尽くされてきておるという状況であります。どうぞ充実した小委員会のお取り組みを賜り、さらに合併が推進されますことを心からお願いを申し上げます、本日のお礼とさせていただきます。大変、ご苦勞様でございました。

以上